

3 1 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和 58 年度をピークに減少し、平成 5 年度を底にその後、微増傾向で推移してきたが、平成 10 年度後半から都市部を中心に顕著な増加傾向を示している。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約 7 割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第 1 表 被保護世帯・人員・保護率（1 か月平均）の状況

(単位 世帯, 人, %)

区 分	世帯数	人 員	保 護 率						
			全 国	県 分			広島市分	福山市分	県総計
				市 部	郡 部	県 計			
平成 25 年度	県 分	9,363	17.0	10.79	10.87	10.79	23.81	16.81	17.17
	広島市分	19,679							
	福山市分	5,358							
	計	34,400							
平成 24 年度	県 分	9,350	16.8	10.72	10.99	10.74	23.63	17.25	17.11
	広島市分	19,290							
	福山市分	5,412							
	計	34,052							
平成 23 年度	県 分	9,113	16.2	10.40	10.93	10.42	22.69	17.14	16.54
	広島市分	18,368							
	福山市分	5,318							
	計	32,799							

(注) 保護停止中を含む。

第 2 表 世帯類型別世帯数（1 か月平均）の状況

(単位 世帯, %)

区 分	高齢者世帯	母子世帯	傷病 障害者 世帯	その他の 世帯	計	
平成 25 年度	県 分	4,221 (45.5)	600 (6.5)	2,864 (30.9)	1,583 (17.1)	9,268 (100.0)
	広島市分	7,248 (37.0)	1,943 (9.9)	6,164 (31.4)	4,249 (21.7)	19,604 (100.0)
	福山市分	2,247 (42.1)	500 (9.4)	1,707 (31.9)	886 (16.6)	5,340 (100.0)
	計	13,716 (40.1)	3,043 (8.9)	10,735 (31.4)	6,718 (19.6)	34,212 (100.0)
平成 24 年度	県 分	3,983 (43.1)	634 (6.9)	3,027 (32.7)	1,595 (17.3)	9,239 (100.0)
	広島市分	6,770 (35.3)	1,930 (10.1)	6,213 (32.4)	4,273 (22.3)	19,186 (100.0)
	福山市分	2,131 (39.8)	560 (10.5)	1,696 (31.6)	971 (18.1)	5,358 (100.0)
	計	12,884 (38.1)	3,124 (9.2)	10,936 (32.3)	6,839 (20.2)	33,783 (100.0)
平成 23 年度	県 分	3,826 (42.2)	613 (6.8)	3,067 (33.9)	1,551 (17.1)	9,057 (100.0)
	広島市分	6,268 (34.2)	1,897 (10.4)	6,108 (33.3)	4,043 (22.1)	18,316 (100.0)
	福山市分	1,986 (37.6)	555 (10.5)	1,713 (32.4)	1,032 (19.5)	5,286 (100.0)
	計	12,080 (37.0)	3,065 (9.4)	10,888 (33.3)	6,626 (20.3)	32,659 (100.0)

(注) 1. 保護停止中は含まない。
2. () 内は、構成割合である。

〔業務の内容〕

1 生活保護事業の推進（予算額 629,521 千円）

(1) 最低限度の生活の保障（予算額 607,292 千円）

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和 25 年度創設）

第 3 表 扶 助 の 状 況

扶助別人員の状況（1 か月平均）

（単位 人，%）

区 分	生 活	教 育	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	被保護人員	
平成 25 年度	県 分	11,644 (89.5)	991 (7.6)	9,918 (76.2)	1,606 (12.3)	11,154 (85.7)	2 (0.0)	365 (2.8)	12 (0.1)	13,008
	広島市分	25,372 (90.2)	2,541 (9.0)	25,569 (90.9)	2,631 (9.4)	19,376 (68.9)	7 (0.0)	970 (3.4)	44 (0.2)	28,131
	福山市分	7,013 (90.3)	688 (8.9)	6,881 (88.6)	1,381 (17.8)	6,070 (78.1)	1 (0.0)	259 (3.3)	3 (0.0)	7,768
	計	44,029 (90.0)	4,220 (8.6)	42,368 (86.6)	5,618 (11.5)	36,600 (74.8)	10 (0.0)	1,594 (3.3)	59 (0.1)	48,907
平成 24 年度	県 分	11,818 (90.6)	1,031 (7.9)	9,960 (76.3)	1,415 (10.8)	10,933 (83.8)	2 (0.0)	358 (2.7)	13 (0.1)	13,051
	広島市分	25,254 (90.7)	2,608 (9.4)	25,255 (90.7)	2,281 (8.2)	19,177 (68.9)	10 (0.0)	966 (3.5)	44 (0.2)	27,838
	福山市分	7,227 (90.7)	743 (9.3)	7,033 (88.3)	874 (11.0)	6,224 (78.1)	2 (0.0)	276 (3.5)	4 (0.1)	7,969
	計	44,299 (90.7)	4,382 (9.0)	42,248 (86.5)	4,570 (9.4)	36,334 (74.4)	14 (0.0)	1,600 (3.3)	61 (0.1)	48,858
平成 23 年度	県 分	11,585 (90.7)	1,038 (8.1)	9,730 (76.2)	1,376 (10.8)	10,933 (85.6)	1 (0.0)	337 (2.6)	15 (0.1)	12,772
	広島市分	24,290 (91.2)	2,581 (9.7)	24,123 (90.6)	2,241 (8.4)	18,116 (68.0)	10 (0.0)	925 (3.5)	42 (0.2)	26,638
	福山市分	7,190 (90.6)	820 (10.3)	6,937 (87.4)	832 (10.5)	6,038 (76.1)	2 (0.0)	255 (3.2)	6 (0.1)	7,933
	計	43,065 (91.0)	4,439 (9.4)	40,790 (86.2)	4,449 (9.4)	35,087 (74.1)	13 (0.0)	1,517 (3.2)	63 (0.1)	47,343

- (注) 1. 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。
 2. 保護停止中を含む。
 3. () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

（単位 千円，%）

区 分	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	合 計	
平成 25 年度	県 分	6,256,004 (31.3)	2,242,873 (11.2)	127,122 (0.6)	326,910 (1.6)	10,949,474 (54.7)	11,396 (0.1)	70,662 (0.3)	34,011 (0.2)	20,018,454 (100.0)
	広島市分	15,865,828 (35.6)	8,414,285 (18.9)	331,068 (0.7)	699,001 (1.6)	18,959,991 (42.5)	31,341 (0.1)	206,166 (0.4)	111,531 (0.2)	44,619,212 (100.0)
	福山市分	4,302,888 (36.1)	1,807,728 (15.2)	85,761 (0.7)	236,993 (2.0)	5,422,379 (45.5)	4,165 (0.0)	47,310 (0.4)	7,828 (0.1)	11,915,051 (100.0)
	計	26,424,720 (34.5)	12,464,886 (16.3)	543,951 (0.7)	1,262,904 (1.6)	35,331,844 (46.2)	46,902 (0.1)	324,138 (0.4)	153,370 (0.2)	76,552,717 (100.0)
平成 24 年度	県 分	6,518,754 (31.5)	2,245,123 (10.8)	130,870 (0.6)	340,645 (1.6)	11,101,527 (53.6)	12,038 (0.1)	64,556 (0.3)	32,241 (0.2)	20,445,754 (100.0)
	広島市分	16,300,179 (36.8)	8,206,487 (18.5)	345,041 (0.8)	708,498 (1.6)	18,365,546 (41.5)	34,761 (0.1)	203,405 (0.5)	111,900 (0.2)	44,275,817 (100.0)
	福山市分	4,530,820 (37.3)	1,822,724 (15.0)	94,283 (0.8)	259,618 (2.1)	5,359,749 (44.2)	6,334 (0.1)	51,592 (0.4)	11,047 (0.1)	12,136,166 (100.0)
	計	27,349,753 (35.6)	12,274,334 (16.0)	570,194 (0.7)	1,308,761 (1.7)	34,826,822 (45.3)	53,133 (0.1)	319,553 (0.4)	155,188 (0.2)	76,857,737 (100.0)
平成 23 年度	県 分	6,439,582 (31.9)	2,163,044 (10.7)	131,009 (0.6)	323,746 (1.6)	11,018,418 (54.6)	12,457 (0.1)	65,261 (0.3)	39,340 (0.2)	20,192,859 (100.0)
	広島市分	15,821,903 (37.0)	7,763,563 (18.1)	341,275 (0.8)	646,592 (1.5)	17,895,542 (41.8)	36,530 (0.1)	195,851 (0.5)	104,977 (0.2)	42,806,233 (100.0)
	福山市分	4,496,482 (37.1)	1,751,539 (14.4)	103,073 (2.0)	242,298 (2.0)	5,477,274 (45.1)	6,464 (0.1)	42,118 (0.3)	15,202 (0.1)	12,134,450 (100.0)
	計	26,757,967 (35.6)	11,678,145 (15.5)	575,357 (0.8)	1,212,636 (1.6)	34,391,234 (45.8)	55,451 (0.1)	303,230 (0.4)	159,519 (0.2)	75,133,539 (100.0)

- (注) 1. 数値は、年度内の累計額である。
 2. () 内は、各扶助ごとの構成割合である。

〔負担割合 国 3/4, 県 1/4 (市 1/4)〕

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況（平成27年4月1日現在）

（単位 所）

区 分	医 科	歯 科	調 剤	計	
					区 分
生 活 保 護 法 定 指 定	県 分	1,277	790	948	3,015
	広島市分	1,217	672	733	2,622
	福山市分	358	251	279	888
	計	2,852	1,713	1,960	6,525

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、介護機関を指定して介護サービス提供の委託を行っている。

第5表 指定介護機関の状況（平成27年4月1日現在）

（単位 所）

区 分	サービス別事業者数								計	
	居 宅 介 護 支 援	居 宅 サ ー ビ ス	介 護 予 防 サ ー ビ ス	介 護 予 防 支 援	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	介 護 老 人 福 祉 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 療 養 型 医 療 施 設		
生 活 保 護 法 定 指 定	県 分	439	1,592	1,524	31	431	90	65	47	4,219
	広島市分	483	2,252	1,995	43	316	74	58	69	5,290
	福山市分	185	787	953	16	7	21	15	26	2,010
	計	1,107	4,631	4,472	90	754	185	138	142	11,519

（注）訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。（広島市については除いていない。）

エ 保護施設への入所

第6表 保護施設への入所状況（平成27年4月1日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定 員	入 所 人 員				計
			県 分	広島市分	福山市分	県 外 分	
救 護 施 設	呉 広 風 園	55	52	1	0	0	53
	み つ ぎ 清 風 園	100	60	8	25	1	94
	救 護 院	60	10	49	0	1	60
医 療 保 護 施 設	府 中 み く ま り 病 院	317					
	済 生 会 呉 病 院	150					

(2) 自立援助の促進

生活保護法の目的である被保護世帯の自立援助対策として、市町福祉事務所ごとに自立可能と考えられる被保護世帯を自立選定ケースとして選定し、当該世帯の自主性を尊重し、関係機関との連携を保ちながら世帯の有する社会的、経済的な諸問題を解決して自立を図るため、重点的な援護活動を推進する。

第7表 自立援助対策の推進の状況

(単位 世帯, %)

区 分	被 保 護 世 帯 数	自立選定世帯数	選 定 率	自 立 援 助 推 進 の 状 況			
				自立ケース	次年継続	その他	計
平成26年度	14,419	423	2.9	187	200	36	423
平成25年度	14,609	508	3.5	173	285	50	508
平成24年度	14,505	482	3.3	185	249	48	482

(注) 広島市を除く。

(単位 世帯)

区 分	自 立 ケ ー ス の 内 訳						
	就 労	援 助	施設入所	他法活用	生業扶助	その他	計
平成26年度	149	5	10	9	0	14	187
平成25年度	146	6	1	4	0	16	173
平成24年度	153	3	0	6	1	22	185

(3) 運営指導の充実 (予算額 22,229 千円)

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所 (広島市を除く。) の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。(昭和27年度創設)

第8表 福祉事務所監査の実施状況

(単位 所, %)

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導監査
平成27年度(予定)	22	22	100.0	—	—	1
平成26年度	22	22	100.0	—	—	0
平成25年度	22	22	100.0	—	—	1

(注) 広島市を除く。

イ 特別事業

生活保護法運営上の当面する課題を定めて特別事業を実施し、運営の適正化を図る。(昭和57年度創設)

第9表 特別事業の実施状況

(単位 千円)

区 分	総事業費	特 別 事 業 の テ ー マ
平成27年度(予定)	4,268	1 生活保護適正化運営推進専門指導員設置事業 2 扶養義務調査徹底事業 (~H25) 3 資産調査徹底事業 (~H25) 4 課税資料調査徹底事業 (~H25)
平成26年度	4,240	
平成25年度	4,588	

(注) 広島市及び福山市を除く。

ウ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。(昭和27年度創設)

2 生活困窮者の自立の促進

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第 10 表 任意事業の実施状況（平成 27 年度予定）

（単位 所）

区 分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計相談支援事業	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
県 分	1	1	4	2	2
広島市分	1	1	1	1	1
福山市分	—	—	—	1	—
計	2	2	5	4	3

(2) 生活困窮者自立支援の体制整備

市町の体制整備事業等の実施経費に対し、緊急雇用対策基金（住まい対策分）を財源として補助した。（平成 25 年度創設，平成 26 年度終了）

第 11 表 生活困窮者自立促進支援モデル事業の状況

（単位 件，千円）

区 分	件 数	費用負担額
平成 26 年度	2	19,713
平成 25 年度	0	0

〔負担割合 10/10〕

第 12 表 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業の状況

（単位 件，千円）

区 分	件 数	費用負担額
平成 26 年度	3	9,860
平成 25 年度	0	0

〔負担割合 10/10〕

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護（予算額 625 千円）

市町が、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和 33 年広島県規則第 11 号）によって県が負担（広島市、福山市を除く。）する。（昭和 33 年度創設）

第 13 表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

（単位 件，円）

区 分	件 数	費用負担額
平成 27 年度（予定）	5	625,000
平成 26 年度	2	250,210
平成 25 年度	3	262,060

（注）広島市，福山市を除く。

〔負担割合 10/10〕

4 自立更生のための資金援助（予算額 59,974千円）

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯，障害者世帯，高齢者世帯に対して，経済的な自立，生活環境の改善，在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け，当該世帯の生活の安定を促進する。（昭和30年度創設）

○実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会

○貸付種別，貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第14表 生活福祉資金の貸付状況

（単位 件，千円）

資金の種類	平成26年度				平成25年度				平成24年度				
	貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総合支援資金	生活支援費（離職者支援資金）	18	4,902	8	1,797	51	13,148	31	6,845	91	47,694	72	31,481
	住宅入居費	5	1,357	1	282	2	478	2	478	11	2,757	9	2,198
	一時生活再建費	4	309	2	103	4	675	2	86	15	2,083	10	1,250
福祉資金	福祉費（更生資金，福祉資金，療養・介護資金，災害援護資金）	109	29,831	100	23,635	152	45,930	140	35,278	154	45,852	146	36,249
	緊急小口資金	105	5,810	103	5,643	154	9,930	151	9,665	284	19,614	281	19,385
教育支援資金	教育支援費（就学費）	6	1,875	5	1,458	12	1,530	11	1,454	22	9,291	20	5,907
	就学支度費	35	11,637	34	10,932	54	17,336	50	15,465	89	29,302	87	27,929
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金（長期生活支援資金）	1	17,325	1	17,325	0	0	0	0	0	0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金（要保護世帯向け長期生活支援資金）	12	84,699	7	61,677	0	0	0	0	7	40,176	7	40,176
計		295	157,745	261	122,852	429	89,027	387	69,271	673	196,769	632	164,575

(注) 1. 広島市及び福山市を含む。
2. 資金の種類欄中括弧内は平成21年10月1日制度改正前の旧称

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要とする資金の貸付事業を実施する（社福）広島県社会福祉協議会（貸付償還業務は，市区町社会福祉協議会で実施。）に対し貸付原資を貸し付け，低所得世帯の生活の安定を図る。（昭和53年度創設）

○貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第15表 緊急生活安定資金の貸付状況

（単位 件，円）

区分	貸付申込		貸付決定		原資総額
	件数	金額	件数	金額	
平成26年度	58	2,044,840	57	2,044,840	50,000,000
平成25年度	75	2,530,574	75	2,530,574	50,000,000
平成24年度	92	3,766,206	92	3,756,206	50,000,000

(注) 広島市及び福山市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して，当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け，自立の支援を図る。（平成21年度創設）

○実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会

○貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第16表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 26 年度	3	230,000	3	230,000
平成 25 年度	2	95,000	2	95,000
平成 24 年度	9	452,000	9	452,000

- (注) 1. 広島市及び福山市を含む。
2. 平成 21 年 10 月 1 日受付開始。

(4) 住宅支援給付の支給

就労能力及び就労意欲のある離職者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して住宅支援給付を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を図る。(平成 21 年度創設)

○実施主体 市町

○給付額 生活保護の住宅扶助の特別基準額を上限とし、実際の家賃額 (収入による調整あり)

○給付期間 3か月 (6か月の延長あり)

第17表 住宅支援給付事業実績

(単位 件, 円)

区 分	通常支給 (3か月以内)		延長支給 (3か月以内)		再延長支給 (3か月以内)	
	支給決定件数	金 額	支給決定件数	金 額	支給決定件数	金 額
平成 26 年度	91	12,288,960	17	2,944,000	2	1,456,000
平成 25 年度	149	27,457,913	57	6,884,900	12	1,261,100
平成 24 年度	209	51,816,170	52	10,258,600	—	—

- (注) 1. 広島市及び福山市を含む。
2. 平成 21 年 10 月 1 日受付開始。
3. 通常支給における支給期間について、平成 24 年度は 6 か月以内。